

児童虐待防止について

早期発見 ～虐待かな？と思ったらすぐに管理職に相談しましょう～

- 児童の様子を観察し、普段の様子との違いを感じ取ることが児童虐待の早期発見につながります。
- 教職員は、児童虐待を受けていると思われる子どもを発見した場合、直ちに管理職に相談しましょう。
 - ・報告を受けた管理職は速やかに、担当教員や養護教諭などの関係職員を集め、情報収集や事実関係の整理に当たります。
 - ・時系列で子どもの様子や対応の状況を記録しておきます。

※以下の①～④に該当する場合⇒児童相談所

※通告の判断に迷った場合や以下の①～④以外の場合⇒市町村虐待対応担当課

- ① 明らかな外傷(打撲傷、痣<内出血>、骨折、刺傷、やけど等)があり、身体的虐待が疑われる場合
- ② 生命、身体の安全にかかわるネグレクト(栄養失調、医療放棄など)があると疑われる場合
- ③ 性的虐待が疑われる場合
- ④ 子どもが家に帰りたくないと言った場合(子ども自身が保護・救済を求めている場合)

- 通告は義務であり、守秘義務違反には当たりません。確証がなくても通告します。(誤りであっても責任は問われません)
- 虐待の有無を判断するのは児童相談所などの専門機関です。
- 保護者との関係よりも、子どもの安全、安心と健全育成を優先します。

通告の第一報は電話でかまいません。児童相談所は通告から数時間で一時保護に関わる一連の手続きをとる場合があるため、速やかに通告します。特に、上記①～④の場合、帰宅させることは、子どもに危険が及ぶため、児童が在籍している時間帯での通告が必要です。

通告 ～通告をためらわず子どもの安全を最優先に考えましょう～

- 虐待の疑いがあった場合、通告前に保護者に連絡する必要はありません。
- 通告後予想される事態と対応方法について、市町村虐待対応担当課や児童相談所と協議しておきます。
- 保護者からの問い合わせや要求に対しては、管理職を含めた複数の教職員等に対応することや、教育委員会、警察を含めた関係機関と情報共有し、組織で対応します。

【保護者対応具体例】

Q: 通告後に、保護者から学校などに対して、「学校が言いつけた」等と抗議があった場合はどのようにすればよいですか？

A: 「虐待が疑われる場合には、通告は法律で義務付けられています。」旨を、明確に回答します。

Q: 児童相談所が一時保護を行ったことについて、保護者から学校に抗議があった場合はどうすればよいですか？

A: 「一時保護は児童相談所の判断で行われるものであり、学校の決定によるものではない」など、一時保護は児童相談所の権限や責任で行われたことを明確に回答します。

虐待の種類

<p>身体的虐待</p>	<p>児童生徒の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。※外側から見えないようなところに外傷がある場合も多い。</p> <p>【対応】</p> <p>子どもに傷や痣のことを聞いたときの反応を注意深く見守る。発言内容や様子を正確に記録する。傷や痣の部分は写真撮影する。</p>
<p>性的虐待</p>	<p>直接的な性行為だけでなく、性的な満足を得るためしたりさせたりする行為など広い行為が含まれる。※ポルノグラフィティーの被写体にする場合も含まれる。</p> <p>【対応】</p> <p>通告を躊躇しない。子どもを安心できる場所に待機させ、子どもの話に耳を傾ける。無理やり聞き出そうとしない。対応する教員の性別など配慮をする。</p>
<p>ネグレクト</p>	<p>心身の正常な発達を妨げるような減食、長時間放置、保護者以外の同居人による身体的虐待や性的虐待の放置、その他保護者としての監護を著しく怠ること。</p> <p>【対応】</p> <p>子どもの状況や発言、保護者とのやり取り、家の様子、学校と保護者とのやり取りなどを、具体的に日時と共に記録する。</p>
<p>心理的虐待</p>	<p>子供の心に長く傷として残るような経験や傷を負わせる言動を行うこと。配偶者に対する暴力や暴言(DV)を子どもが目撃することも心理的虐待に当たる</p> <p>【対応】</p> <p>学校での日々の様子や変化を継続的にとらえていくことが必要。表面上わかりにくい。気になる様子があれば関係機関に相談する。</p>

通告後 ～関係機関と連携し、継続的な支援を行いましょ～

【一時保護になった場合】

- 児童の学習機会等の充実のため、一時保護中も児童相談所や一時保護所とも連携します。
- 健康情報については、児童相談所から求めがあった場合は速やかに情報提供します。
- 一時保護中も、学校で専門機関とケース会などを行い、児童が安心して学校に戻れるよう、配慮すべきことや、一時保護解除後の支援について、対応プランを決定しておきます。

【在宅での支援になった場合】

- 気になる様子や不自然なことがあれば、市町村虐待対応担当課や児童相談所に相談します。
- 関係機関との情報共有を積極的に行います。

○愛媛県内の児童相談所(福祉総合支援センター等)

児童相談所全国共通ダイヤル

いちはやく
189

※発信した電話の市内局番等から当該地域が特定され、管轄の児童相談所に電話が転送されます。

生徒指導への思い

内子町立大瀬中学校

教頭 菅田 英治

1 生徒指導とは「子どもの命を守る」こと

生徒指導主事は「子どもを守る、教職員を守る、学校を守る、地域を守る」

2 校内の生徒指導組織づくり

これなくして生徒指導主事は仕事をしているとは言えない。

- (1) 基本ルールは徹底して確認。これが揺らぐと様々な信頼関係が揺らぐ。
- (2) 教職員間の「報・連・相」を周知する。
- (3) 事が起きたら、関係教員を招集し、事実確認・役割分担・段取り・着地点・時間配分を確認する。適宜管理職に報・連・相。区切りのいいところで、事の対応をまとめた書面を教職員で共有する。

事が起きたら中心となり采配するのは当たり前。大切なのは事が起きないように普段から休み時間の巡視であったり、困っている学担の相談にのったり、家庭訪問の結果を聞いたたり、生徒の中に入って情報を集めたりして、事を小さな芽の段階で摘んでいること。

- (4) 不登校傾向の子どもとは対面で会うことを原則とした上で、連携方法を保護者と相談する。学校が熱心に突き進み過ぎて、疲れ果てる保護者もいる。寄り添い方が大切。

3 関係機関との連携

大ごとが起きても、校内に大きな動揺を与えず、通常の教育活動をなにもなかったかのように行うには、関係機関との連携が必要不可欠。本当に助けていただいた。

- (1) 学校だけでは対応できない事案が増えてきた→日頃からの関係作り
- (2) 顔の見える関係を作ることが信頼関係の第一歩
(昔から言われていることだが、できていない人が多い)
→顔がわからない人に電話だけで事の詳細を教えてくれるわけがない。
電話だけでは学校側の困り感も学校との連携ポイントもわからない。
顔がわかっているならば、いざの時の情報収集のスピードが違う。
- (3) 関係機関の特性を知ること
→看板を掲げていても、得意分野・不得意分野がある。
→「なんかがあったらどうするんですか？」という発言は相手を怒らせる。関係機関はなんか起きてしまった対応で走り回っている。なんかがありそうだけでは動けない。
「学校がここまで対応しようとしています、こうなれば協力願いたいのですが。」と相談をかけるのがよい。

また、担当者と仲が良くなったから無理が利くものでもない。対応策は担当者の経験や個性によって多少の差はあるが、ほぼ会議で方向性を決めており、相談に行ったその場で解決できるものではない。学校の考える方向性を理解してほしいならば、関係機関ごとの特性を知り、それに応じた相談のかけ方をすることが望ましい。

- (4) 事実を書いた記録や学校の方向性を表した書類を持って行くだけでも対応が違う。学校の本気度が伝わる。

(5) 丸投げが一番嫌がられる。

関係機関が子どもに関わりはじめると、そこから学校と関係機関との情報交換が密に始まる。月1回もしくは週1回等の頻度で行っていく。学校は関係機関が入ってくれてホッと安心はするが、子どもに関わる主体はあくまでも学校であることを忘れないように。

ケース会議等を学校主導で設定していくことが望ましい。また、関係機関の行事への参加等、生徒指導主事が無理でも学校から1人は出し、よりよい関係を作る。

4 魅力的な学校を作る。

生徒指導担当者は、子ども理解が得意であるからその役職だと思う。子どもの本音、子どもの考えを理解し、校長に意見を求められた場合や職員会等で学校の方向性を決定する場合に、魅力的な学校を作るための考えを積極的に述べてほしい。もっともっと学校は楽しい場所になるはず。

5 法的対応

大ごとには、法的対応の視点を持つ必要がある。情熱と誠意だけではもう納められない。批判に耐えうる生徒指導体制を作る必要がある。時系列の記録は当たり前。関係機関にいつどのように相談したかも必要。もしもの時のために、弁護士相談手順を市町教委に確認し、管理職と共有しておく。

6 研修・新しい知識と情報を得る。

生徒指導主事は他の役職に比べて情報交換会や研修会が多い。そこではもっともっと喫緊の事例対応研究をしてほしい。そして、そこで得た情報を、校内へ発信し、共有する必要がある。なにげにこれがうまく機能していない。生徒指導担当者だけが知っているだけでは、タイミングがワンテンポ遅れる。学担が関係機関を知っているだけでも、声かけの言葉に違いが生まれ、指導の幅が広がる。情報が安心感を生む。

7 言葉を巧みに操る。

体罰で思いを伝えることはできない。ならば、「言葉」をうまく扱うしかない。教師の一番の商売道具である「言葉」を磨くことを怠らないように。叱る言葉、理解させる言葉、行動させる言葉、癒やす言葉、保護者と向き合う言葉、関係機関を動かす言葉。教師は「言葉の魔術師」でありたい。

8 最後に。やっぱり「熱と情」と「信念」

わかりきったような細かいことを言ってきたが、生徒指導の土台には、やはり「熱と情」がなくては何も始まらない。どんなに時代が変化しようとも、教師の基礎基本は、子どもと膝をつき合わせて向き合うことであることを忘れてはならない。「熱と情」を胸に、学校教育のプロとして、子どもたちを育てるんだという「信念」を貫いてほしい。